

令和3年10月18日

明道小学校保護者の皆様

明道小学校 校長 後藤世志哉

**都城・北諸圏域「緑」(感染未確認圏域)指定に伴う学校の対応の変化について  
～平日、友だちとの交流が許可となります～**

10月16日(土)時点での、警報体制は、「レベル2(特別警報)」です。

さらに、都城・北諸圏域での感染者発生が一定期間0名で推移したことにより、県は、都城・北諸圏域の指定を「緑」圏域(感染者未確認圏域)としました。

国は、第6波発生の可能性も否定しておりませんし、諸外国では、実際に第6波が発生しつつある国も存在します。

従いまして、今後も、4つの約束「マスク着用、片腕ディスタンス、小声、触らない」や、手指消毒等の配慮に努め続ける必要はあります。

しかし、感染の安定に伴い、平常の日常生活を取り戻す努力も必要と認められます。

**姫城ブロック校長で協議し、子ども達の日常生活の変化を、下記の通りとしますので、お知らせします。**

記

**1 子ども達の交流の変化について**

- 平日の、友だちとの交流を、保護者の許可があれば、可能とする。  
(夕方5時には、家に帰りつきます。)
- 平日の、友だちの家に上がる行為を、お互いの保護者の許可があれば、可能とする。  
(ただし、友だちの家に上がる行為は、校長は、お勧めしません。)

**2 留意事項**

- 常に、4つの約束「マスク着用、片腕ディスタンス、小声、触らない」を厳守する。
  - 特に、移動時、市民が「マスク非着用」を、厳しい目で見ているので、マスクは常時着用すること。(息苦しい時は、マスクをずらす、鼻呼吸等、各自、対応すること。ただし、マスクをずらしている時は、声をださないよう気をつける。)
  - 家・店等へ、出入りする時は、手指消毒、ていねいな手洗いに努める。
  - コロナウィルスの一時的な減少は認められるが、いつ第6波が起きてもおかしくない危機感を持ち続けること。
- ※ 以上、御家庭でも、繰返し、約束・御指導をお願いします。